

文化ホール 関連諸室配置図 (参考)

※ 楽屋等のほか有料設備として、シャワー室 (大・中ホール)、洗濯室 (大ホールのみ) を配置しています。

2020.10現在



アクリエひめじ ホール施設使用料（基本料金）

■文化ホール

(税込)

施設		想定定員	仕様/摘要	午前	午後	夜間	全日	備考	
				9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	9時から22時まで		
大ホール	全席使用	2,010席	平日	65,000円	108,000円	129,000円	302,000円	スタッフ控室、楽屋事務室を含む	
			休日等	78,000円	129,600円	154,800円	362,400円		
	小規模使用 (1階席のみ使用)	1,230席	平日	46,000円	76,000円	91,000円	213,000円		
			休日等	55,200円	91,200円	109,200円	255,600円		
	楽屋	楽屋01	個室	洗面、トイレ、シャワー	1,100円	1,500円	1,500円	4,100円	
		楽屋02	個室	洗面、トイレ、シャワー	800円	800円	800円	2,400円	※注釈(7)参照
		楽屋03	個室	洗面、トイレ	800円	800円	800円	2,400円	※注釈(7)参照
		楽屋04	個室	洗面、トイレ	800円	800円	800円	2,400円	
		楽屋05	7	洗面、トイレ	800円	800円	800円	2,400円	
		楽屋06	26	洗面	2,000円	2,500円	2,500円	7,000円	
		楽屋07	26	洗面	2,000円	2,500円	2,500円	7,000円	
楽屋08		25	洗面	2,000円	2,500円	2,500円	7,000円		
楽屋09		4	洗面	800円	800円	800円	2,400円		
楽屋10		4	洗面	800円	800円	800円	2,400円		
楽屋11	4	洗面	800円	800円	800円	2,400円	※注釈(7)参照		
中ホール	通常使用	693席	平日	26,000円	41,000円	51,000円	118,000円	楽屋事務室を含む	
			休日等	31,200円	49,200円	61,200円	141,600円		
	楽屋	楽屋21	個室	洗面、トイレ	800円	800円	800円	2,400円	※注釈(7)参照
		楽屋22	個室	洗面、トイレ、シャワー	800円	800円	800円	2,400円	
		楽屋23	26	洗面	2,000円	2,500円	2,500円	7,000円	
		楽屋24	19	洗面	1,100円	1,500円	1,500円	4,100円	
		楽屋25	20	洗面	1,100円	1,500円	1,500円	4,100円	
		楽屋26	22	洗面	1,100円	1,500円	1,500円	4,100円	
楽屋27	8	洗面	800円	800円	800円	2,400円	※注釈(7)参照		
小ホール	通常使用	164席	平日	8,000円	13,000円	15,000円	36,000円		
			休日等	9,600円	15,600円	18,000円	43,200円		
	楽屋	楽屋31	14	洗面	1,100円	1,500円	1,500円	4,100円	※注釈(7)参照
		楽屋32	4	洗面	800円	800円	800円	2,400円	
楽屋33	4	洗面	800円	800円	800円	2,400円			
メインスタジオ(リハーサル室)		約250㎡ (200人程度)	平日	7,000円	12,000円	14,000円	33,000円		
			休日等	8,400円	14,400円	16,800円	39,600円		

※ 個室の定員は1人～4人程度を想定

■注釈(割増料金等)

- 使用者が大ホール、中ホール、小ホール、メインスタジオ又はスタジオにおいて、入場料等を徴収する場合は、基本使用料に次の割合を乗じた額を加算します。
入場料等のうち、最も高いものの額（消費税及び地方消費税相当額を除く）が
ア) 1,001円以上、3,000円以下のとき…… 2割
イ) 3,001円以上、5,000円以下のとき…… 5割
ウ) 5,001円以上のとき…… 10割
- 使用者が大ホール、中ホール、小ホール、メインスタジオ又はスタジオにおいて、商品の展示または販売を行う場合は、基本使用料の10割を加算します。
- 大ホール、中ホール又は小ホールの使用許可を受けた者が、使用日以前に、舞台のみをリハーサル等に使用する場合は、一の使用許可について1回に限り、基本使用料（（1）該当時は、その割増料金を加算した額）の3割に相当する額とします。
- 1日のうち2区分以上を連続して使用する場合の中間料金は、徴収しません。
- 使用許可時間を超過し、または時間を早めに使用する場合には、基本料金（（1）又は（2）該当時は、その割増料金を加算した額）を基礎に、各料金表の使用時間の区分ごとに1時間当たりの算出料金（料金表の定めのない時間帯にあっては、当初使用許可を受けた時間区分に係る1時間当たりの算出料金）に超過時間を乗じた額の合計額とします。この場合、超過時間の計算は1時間未満のときはこれを1時間とし、1時間を超える場合で1時間に満たない端数時間があるときは、その端数時間を1時間とします。
- 大ホール、中ホール、小ホール、楽屋、展示場又は会議室を引き続き2日以上使用する場合において、展示物、器材等の保管のみに使用するとき（設置準備に係る使用を除く）の夜間及び超過時間の使用料は、徴収しません。
- ・大ホールを使用する場合は、楽屋02、03及び11の使用料を無料とします。（（3）該当時を除く。以下同様）
・中ホールを使用する場合は、楽屋21及び27の使用料を無料とします。
・小ホールを使用する場合は、楽屋31の使用料を無料とします。
- 使用料金算定において、合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

※ 今後、料金や想定定員等に変更が生じる場合があります。